

第1条 (点検・調査の目的)

注文者 (以下「甲」) が家屋の状態を正しく把握し、安心に繋げる事を目的とし、株式会社 川津 (以下「乙」) が行う。

第2条 (点検・調査と保険金・補助金)

保険金・補助金不正請求及び幫助となる点検・調査を禁ずる。

甲が起因の保険金・補助金不正請求・受給に乙は一切の責任を負わない。

保険金・補助金認定後、他への発注や保険金・補助金不使用の場合、乙は甲に対して申請諸経費として認められた補助金の20%を請求する。

点検・調査費用及び保険金・補助金申請の仕掛けがある場合にはその金額を請求する。

第3条 (工事請負契約の目的)

工事請負契約 (別紙工事請負契約書) は、注文者 (以下「甲」) と、請負者 (以下「乙」) との間で、以下の通り締結する。

乙は甲に対し、工事請負契約書の内容を請負い完成させ、甲はこれに対して請負代金を支払う。

第4条 (関係書類)

工事請負契約書、見積書、仕様書、図面、工程表、その他協議書類は、すべて本契約の一部を構成する。

第5条 (工事期間)

乙は工事期間を遵守するものとするが、以下の場合は甲乙協議の上、工期変更ができる。

- (1) 天候不良や自然災害
- (2) 追加・変更工事
- (3) 甲の責により工事が遅延した場合
- (4) 運搬遅延や不可避的要因

第6条 (請負代金および支払方法)

支払は銀行振込を基本とし、振込手数料は甲負担とする。

工事内容の変更に伴う増減金額は、別途書面にて合意の上、契約金額を変更する。

第7条 (追加・変更工事)

追加・変更工事が発生する場合、乙は見積書を作成し、甲が承諾した後に工事を行う。

承諾前に乙が施工した追加工事は、基本的に乙の負担とする。ただし緊急性を伴う場合はこの限りではない。

第8条 (材料・施工の品質)

材料は仕様書に準じた品質のものを使用する。

施工方法は建設業法・建築基準法その他関係法令に適合し、業界標準に基づくものとする。

乙は必要な資格・許可を保有する作業者を使用する。

第9条 (安全管理)

乙は工事現場の安全管理責任者を置き、安全確保に努める。

近隣への騒音・振動・粉塵などの配慮を行う。

事故が発生した場合、乙は速やかに甲へ報告する。

第10条 (火災・盗難・破損)

工事中の火災・盗難・破損について、乙の責任で生じた損害は乙が補償する。

甲の管理物を損壊した場合も乙が補償する。

第11条 (検査・引渡し)

工事完成後、乙は甲に完成の通知を行う。

引渡し後の軽微な手直しについては、甲乙協議の上対応する。

第12条 (瑕疵担保責任)

引渡し後1年の間、乙は瑕疵が発見された場合、無償で補修する。

以下は瑕疵担保の対象外とする。

- (1) 天災、地震、風水害などの自然災害による損害
- (2) 経年劣化・自然劣化
- (3) 甲または第三者の使用方法に起因する損害

補修方法は乙が適切と判断する範囲で行う。

第13条 (契約解除)

工事請負契約締結後の甲による契約解除の場合、乙は工事請負金額の20%を請求する。

工事請負契約締結後の甲による契約解除時に仕掛けがある場合にはその金額を請求する。

甲・乙は、相手方が以下に該当する場合、催告の上契約を解除できる。

契約違反が重大である場合

支払不能・倒産・民事再生申立など信用不安が生じた場合

著しい不誠実行為があった場合

第14条 (秘密保持)

甲および乙は、本契約に関して知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

第15条 (不可抗力)

地震、台風、水害、火災、戦争、交通規制、資材供給停止など不可抗力の場合、甲乙は責任を負わない。

第16条 (社会的規範遵守・反社会的勢力の排除条項)

甲および乙は、暴力団等の反社会的勢力でないことを保証する。

これに違反した場合、通知なく契約解除できる。

第17条 (協議事項)

契約に定めのない事項について疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議し解決する。

第18条 (合意管轄)

契約に関する紛争が生じた場合、富山地方裁判所・高岡支部を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。